

令和5年第4回由利本荘市議会定例会（12月）会議録

令和5年12月18日（月曜日）

議事日程第5号

令和5年12月18日（月曜日）午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第192号

1件

第2. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第3. 委員長審査報告

第4. 議案第156号 由利本荘市印鑑条例の一部を改正する条例案

第5. 議案第157号 由利本荘市農山村集会施設条例の一部を改正する条例案

第6. 議案第159号 由利本荘市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案

第7. 議案第160号 由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

第8. 議案第161号 由利本荘市立学校設置条例の一部を改正する条例案

第9. 議案第162号 由利本荘市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案

第10. 議案第163号 由利本荘市テレビ共同視聴施設整備事業費分担金徴収条例を廃止する条例案

第11. 議案第166号 公の施設の指定管理者の指定について

第12. 議案第167号 公の施設の指定管理者の指定について

第13. 議案第168号 公の施設の指定管理者の指定について

第14. 議案第169号 公の施設の指定管理者の指定について

第15. 議案第170号 公の施設の指定管理者の指定について

第16. 議案第171号 公の施設の指定管理者の指定について

第17. 議案第172号 公の施設の指定管理者の指定について

第18. 議案第173号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

第19. 議案第174号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

第20. 議案第175号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

第21. 議案第176号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

第22. 議案第177号 本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について

第23. 議案第179号 令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（第14号）

第24. 議案第181号 令和5年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第25. 議案第183号 令和5年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第3号）

第26. 議案第186号 令和5年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第4号）

第27. 議案第188号 鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事委託（第4期）変更契約の締結について

第28. 議案第189号 公の施設の指定管理者の指定について

第29. 議案第190号 公の施設の指定管理者の指定について

- 第30. 議案第191号 令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（第15号）
 第31. 議案第192号 令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（第16号）
 第32. 陳情第12号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編
 制基準と基礎定数の改善による正規教員増を国に求める意見書
 提出についての陳情
 第33. 陳情第13号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を国に求
 める意見書提出についての陳情
 第34. 陳情第14号 国民の命と健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への
 支援を拡充し全てのケア労働者の賃上げや人員増を国に求める
 意見書提出についての陳情
 第35. 陳情第15号 健康保険証廃止の中止を国に求める意見書提出についての陳情
 第36. 陳情第16号 子供の医療費助成を中学校から高校卒業まで引き上げることを
 秋田県に求める意見書提出についての陳情

本日の会議に付した事件

第1から第36までは議事日程第5号のとおり

第37. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第5号から委員会発案第8号まで 4件

- 第38. 委員会発案第5号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のため基礎定数
 改善による正規教員増を国に求める意見書の提出について
 第39. 委員会発案第6号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を国に
 求める意見書の提出について
 第40. 委員会発案第7号 国民の命と健康を守るため政府の責任で医療・介護施設への
 支援を拡充し、全てのケア労働者の賃上げや人員増を国に求
 める意見書の提出について
 第41. 委員会発案第8号 子供の医療費助成を中学校から高校卒業までに引き上げるこ
 とを県に求める意見書の提出について

出席議員（21人）

1番 阿部十全	2番 小川幾代	3番 佐藤正人
4番 佐々木隆一	5番 大友孝徳	6番 松本学
7番 佐藤義之	8番 佐藤健司	9番 小松浩一
10番 泉谷赳馬	11番 甫仮貴子	12番 堀井新太郎
14番 三浦晃	15番 正木修一	16番 吉田朋子
17番 高橋信雄	18番 伊藤順男	19番 高橋和子
20番 渡部聖一	21番 三浦秀雄	22番 長沼久利

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長	湊 貴 信	副 市 長	佐々木 司
副 市 長	三 森 隆	教 育 長	秋 山 正 毅
企 業 管 理 者	三 浦 守	総 務 部 長	小 川 裕 之
企 画 振 興 部 長	阿 部 徹	市 民 生 活 部 長	熊 谷 信 幸
健 康 福 祉 部 長	小 松 等	産 業 振 興 部 長	齋 藤 喜 紀
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	高 橋 重 保	建 設 部 長	五 十 嵐 保
教 育 次 長	木 内 卓 朗	企 業 局 長	小 番 竜 太 郎
消 防 長	佐 藤 英 樹		

議会事務局職員出席者

局 長	鎌 田 直 人	次 長	長 齋 藤 剛
書 記	村 上 大 輔	書 記	松 山 直 也
書 記	高 野 周 平		

午前10時00分開議

○議長（長沼久利） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は21名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおりと定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第5号をもって進めます。

それでは、本日の議事に入ります。

○議長（長沼久利） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第192号を上程し、市長の説明を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。

それでは、追加提出議案について、その概要を御説明申し上げます。

本日追加提出いたします案件は、補正予算1件であります。

議案第192号一般会計補正予算（第16号）であります。通常分の主な経費といたしまして、民生費で性被害防止対策設備等支援事業費補助金を、土木費で交通安全施設等整備費を追加いたします。

また、物価高騰対策分の主な経費として、総務費で地域公共交通物価高騰対策交付金を、民生費で電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金等を、商工費で外国人観光客宿泊施設利用促進事業助成金等を追加いたします。

これらの財源といたしましては、国・県支出金及び市債を追加するほか、一般財源分を地方交付税で手当てし、補正額として8億6,968万2,000円を追加しようとするものであり、これにより、補正後の予算総額は529億3,988万6,000円となります。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付しております補正予算概要を御覧くださいようお願いいたします。

以上が本日追加提出いたします議案の概要でありますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（長沼久利） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第192号に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

.....

午前10時04分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第192号を議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（長沼久利） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

議案委員会付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

.....

午前11時30分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（長沼久利） 日程第3、これより議案第156号、議案第157号、議案第159号から議案第163号まで、議案第166号から議案第177号まで、議案第179号、議案第181号、議案第183号、議案第186号、議案第188号から議案第192号までの28件及び陳情第12号から陳情第16号までの5件の計33件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。15番正木修一さん。

【正木修一総務常任委員長 登壇】

○総務常任委員長（正木修一） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

報告します案件は、初日に付託された案件を除き、また、本日追加された案件を加え、条例関係1件、補正予算3件の計4件であります。

初めに、条例関係の議案であります。

議案第163号テレビ共同視聴施設整備事業費分担金徴収条例を廃止する条例案であります。これは事業の終了に伴い、条例を廃止しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、補正予算であります。

議案第179号一般会計補正予算（第14号）であります。審査付託になったのは、歳入では15款、18款、19款、歳出では1款、2款、5款、9款、12款、債務負担行為及び地方債であります。

主なものについて御報告いたします。

歳入ですが、15款県支出金では、市町村移住支援事業費補助金の増額、18款繰入金では、外貨獲得加速化推進事業費に係る財源として、ふるさとさくら基金繰入金の増額、19款繰越金では、歳出各款の一般財源分として前年度繰越金を増額しようとするものであります。

歳出ですが、2款総務費では、人間ドック助成対象の増加等による職員福利厚生費の増額や、税制改正に伴うシステム改修による賦課徴収費の増額、9款消防費では、職員の退職、育児休業等による職員人件費の減額、出動件数の増加や燃料費の高騰により、消防管理費、消防対策費、救急対策費を増額しようとするものであります。

債務負担行為は、人事給与システム改修事業、議会だより印刷製本業務、広報ゆりほんじょう印刷製本業務及びコミュニティバス運行事業について、令和5年度から6年度までの期間で設定しようとするものであり、地方債は、市道久保田大森台線法面対策として、道路改良事業の起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第191号一般会計補正予算（第15号）であります。審査付託になったのは、歳入では10款、17款から19款、歳出では9款であります。

歳入ですが、10款地方交付税では、歳出各款の一般財源分として普通交付税を増額、17款寄附金では、消防費寄附金を増額、18款繰入金では、ふるさとさくら基金繰入金を増額、19款繰越金では、歳出各款の一般財源分として前年度繰越金を増額しようとするものであります。

歳出ですが、9款消防費では、消防活動に対する寄附金を活用し、消防団員用活動服を購入するため、備品購入費を増額しようとするものであります。

続いて、本日追加提出されました議案第192号一般会計補正予算（第16号）であります。審査付託になったのは、歳入では10款、14款、歳出では2款及び地方債であります。

歳入ですが、歳入10款地方交付税では、歳出各款の一般財源分として普通交付税を増額、歳入14款国庫支出金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額しようとするものであります。

歳出ですが、歳出2款総務費では、物価高騰対策として由利高原鉄道やタクシー事業者への支援金、路線バス利用促進事業への補助金など交通環境整備費を増額しようとするものであり、地方債補正では、道路改良事業の起債限度額を変更しようとするものであります。

以上、3件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり

可決すべきものと決定しました。

通常審査のまとめの際、消防本部より報告のあった源泉徴収票の記載誤りについて、「事務執行に当たっては、チェック体制を見直すなど再発防止に努められたい」との発言が、広報広聴課より報告のあった市長とのOPENトークへの参加状況を受け、「市民と意見交換を行う重要な事業であり、担当課だけでなく全庁を挙げて取り組んでいただきたい」との発言がありました。

また、移住支援課より報告のあった移住者の実績が、県内で秋田市に次いで2番目であったことについて、「これまでの取組の成果が上がっており、高く評価するとともに、引き続き業務の推進に取り組んでいただきたい」との発言があったことを申し添えます。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。16番吉田朋子さん。

【吉田朋子教育民生常任委員長 登壇】

○教育民生常任委員長（吉田朋子） 教育民生常任委員会の審査の概要及び経過並びに結果について御報告いたします。

案件は、初日に付託された案件を除き、また、本日追加された案件を加え、条例関係3件、その他1件、補正予算5件及び陳情5件の計14件です。

初めに、条例関係であります。

議案第156号印鑑条例の一部を改正する条例案は、法律の一部改正に伴い、コンビニエンスストア等での印鑑登録証明書の発行について、スマートフォンに記録された電子証明書を用いた方法による発行が可能となることから、一部を改正しようとするものです。

続いて、議案第161号市立学校設置条例の一部を改正する条例案及び議案第162号学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案は、矢島小学校の移転に伴い、学校位置を由利本荘市矢島町七日町字助の渇1番地4に改めるとともに、現在の矢島中学校単独調理場を矢島小学校及び矢島中学校の共同調理場に改修し、由利本荘市矢島学校給食センターとして開設するため、一部を改正しようとするものであります。

次に、その他の議案第177号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更については、病院群輪番制病院事業に係る共同処理を廃止するために、一部を変更しようとするものです。

次に、補正予算であります。

議案第179号一般会計補正予算（第14号）について審査付託になりましたのは、歳入12款、14款、15款、17款、20款、歳出2款から4款及び10款です。

主な歳出として、2款総務費では、マイナンバーカードのローマ字による氏名表記に伴う住基・戸籍附票システム改修委託料の追加、10款教育費では、小学校の教科書改訂に伴う教師用教科書及び指導書の購入費、また、部活動の地域移行に向け、移行支援コーディネーターに係る人件費等及び協議会開催費を追加しようとするものです。

続いて、議案第181号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、保険料の償還金及び還付加算金を増額しようとするものです。

続いて、議案第183号診療所運営特別会計補正予算（第3号）は、主に歳出の医薬材

料費を精査により減額しようとするものです。

続いて、議案第191号一般会計補正予算（第15号）について審査付託になりましたのは、歳出4款衛生費であります。本荘清掃センターの不燃ごみ破砕物コンベヤー修繕に係る経費を追加しようとするものです。

続いて、本日、審査付託になりました議案第192号一般会計補正予算（第16号）について審査付託になりましたのは、歳入14款、15款及び歳出3款です。

歳出3款民生費は、非課税世帯への支援として、1世帯当たり7万円を追加給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費、及び1世帯当たり8,000円を給付する福祉灯油購入費助成事業費を追加しようとするものです。

また、各福祉施設等への支援として、障害者支援施設、保育所・認定こども園、介護保険施設等に対する福祉施設等物価高騰対策事業費、及び子育て施設に対する性被害防止対策設備等支援補助金の交付事業費を追加しようとするものです。

以上、御報告しました3件の条例改正案、1件のその他案件及び5件の補正予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものとしました。

次に、陳情についてであります。

初めに、陳情第12号学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編制基準と基礎定数の改善による正規教員増を国に求める意見書提出についての陳情は、公立小中学校・高等学校の少人数学級制を拡充することや、教員の授業担當時数の軽減を行うことについて、国に求めるものであります。

続いて、陳情第13号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を国に求める意見書提出についての陳情は、医師・看護師・介護職員などの配置基準を見直し、大幅に増員することや、ケア労働者の賃上げを支援すること、医療や介護現場における夜勤交代制労働に関わる労働環境を改善することなどについて、国に求めるものであります。

続いて、陳情第14号国民の命と健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し全てのケア労働者の賃上げや人員増を国に求める意見書提出についての陳情は、診療報酬と介護報酬を引き上げる臨時改定を実現することや、全ての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充することについて、国に求めるものであります。

続いて、陳情第16号子供の医療費助成を中学校から高校卒業まで引き上げることを秋田県に求める意見書提出についての陳情は、子供の医療費助成を拡大し、市町村を支援することを秋田県に求めるものであります。

以上、御報告しました4件の陳情につきましては、いずれも願意は妥当であるとし、全会一致で採択すべきものといたしました。

最後に、陳情第15号健康保険証廃止の中止を国に求める意見書提出についての陳情は、健康保険証のマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直し、現行の健康保険証を残すことを国に求めるものであります。

審査の中で当局より、「マイナンバーカードの健康保険証利用については顔写真つきであることから、本人確認が容易である。また、他県では、現行の他人の健康保険証を

不正に利用された事例がある」との情報提供がありました。

まとめの際、委員より、「現行の健康保険証によって多額の不正な請求が出ていることと、国会の決議の状況からいって、流れを変えるようなものではないことから不採択とすべき」という討論があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものといいました。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番泉谷尠馬さん。

【泉谷尠馬産業建設常任委員長 登壇】

○産業建設常任委員長（泉谷尠馬） 産業建設常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

今定例会において、当委員会に審査付託になりました案件は、初日審査分を除き、本日付託された案件を加え、条例関係3件、契約関係1件、補正予算4件、その他指定管理者の指定及び指定の期間の変更に関する案件13件の計21件であります。

初めに、条例関係であります。

議案第157号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案であります。これは岩谷麓構造改善センター、特殊農産物研究センター及び北福田集会施設の3施設の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第159号コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案ですが、これは滝地区コミュニティセンターの用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第160号ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案ですが、これは集落排水事業の新庄・立石地区を公共下水道の矢島処理区へ統合するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告いたしました条例関係3件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、契約案件であります。

議案第188号鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事委託（第4期）変更契約の締結についてであります。これは国土交通省東北地方整備局と契約締結中の同工事において、交付金の確定に伴い受託契約額が変更となることから、5,789万6,300円減額し、2億3,166万1,100円に変更契約を締結しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、その他の案件であります。

議案第166号から議案第172号、議案第189号及び議案第190号の9件の公の施設の指定管理者の指定については、35の公の施設について、指定管理者選定委員会の審議を経て、指定管理者を指定しようとするものであります。

次に、議案第173号から議案第176号の公の施設の指定管理者の指定の期間の変更については、5施設の譲渡や廃止、また今後、包括的な指定管理を進めるために指定管理者の指定の期間の変更を行おうとするものであります。

以上、御報告申し上げました13件のその他の案件につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、補正予算についてであります。

議案第179号一般会計補正予算（第14号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入12款、15款、17款、20款、21款、歳出では4款、6款から8款、10款、11款及び債務負担行為であります。

初めに、歳入の主なものとして、12款分担金及び負担金では、農地農業用施設災害復旧費分担金の追加、15款県支出金では、湯沢市の地熱発電所であるかたつむり山発電所の設置に関連し、周辺市町村に交付される電源立地地域対策交付金の追加及び最適土地利用総合対策事業費補助金の追加であります。

17款寄附金では、JR東日本エネルギー開発地域貢献寄附金の追加、21款市債では、道路改良事業債の増額であります。

次に、歳出の主なものでは、職員人件費の増減額及び施設維持管理のための光熱水費の増額のほか、6款農林水産業費で地域計画に係る意向調査及び目標地図の作成、印刷に関する経費の追加、7款商工費では、外貨獲得加速化推進事業費補助金の増額であります。

8款土木費では、冬季交通等確保事業費において、委託料等の単価上昇分を増額、また、久保田大森台線の法面对策測量設計業務委託料の追加、10款教育費では、ナイスアリーナのセンタービジョンコントロール機器更新のための組替えであります。

また、債務負担行為では、農業経営等復旧・継続支援対策事業において、令和6年度を期間として、限度額4万3,000円で設定しようとするものであります。

次に、企業会計であります。議案第186号下水道事業会計補正予算（第4号）は、集落排水処理施設等維持管理業務委託のほか1件の債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、議案第191号一般会計補正予算（第15号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入17款、歳出2款、6款、7款及び繰越明許費7款であります。

歳入では、17款寄附金において、本年度のふるさと納税の寄附額が目標の6億円を超えることが予想され、新たに7億円を目標として増額するものであり、歳出2款総務費において関連する経費を増額するものであります。

歳出6款農林水産業費では、猟友会の活動を支援するためのツキノワグマ捕獲報奨金の追加、7款商工費では、国道107号拡幅工事に伴う鶴舞温泉源泉送水管移設工事を実施するための工事請負費を追加するものであります。

また、本移設工事は、県による埋蔵文化財追加調査のため、完了が令和6年度となるため繰越明許費を設定しようとするものであります。

最後に、本日追加提案されました議案第192号一般会計補正予算（第16号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入14款、21款、歳出7款、8款、10款であります。

歳入では、14款国庫支出金において社会資本整備総合交付金を増額、21款市債において道路改良事業債を増額するものであります。

歳出では、7款商工費において、外国人観光客宿泊施設利用促進事業助成金の追加及び市内観光施設での冬季の誘客促進を目的としたイベントを支援する冬季誘客促進事業助成金の追加、8款土木費において、市道一番堰薬師堂線ほか道路改良工事における工

事請負費を増額するものであります。

また、10款教育費では、文化交流館カダーレの中央監視装置UPS及び冷温水二次ポンプ用インバーターの更新修繕費用の追加であります。

以上、御報告申し上げました4件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、審査のまとめの際、ふるさと納税が6億円の目標額に達する見込みであり、新たに7億円という高い目標を定めたことに対し、委員より、「担当者並びに関係者の取組と努力に敬意を表する」との発言がありましたことを申し添えます。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思しますので、御了承願います。

○議長（長沼久利） 日程第4、議案第156号印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第156号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第5、議案第157号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案から日程第7、議案第160号ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条

例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第157号、議案第159号及び議案第160号の3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第8、議案第161号市立学校設置条例の一部を改正する条例案及び日程第9、議案第162号学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案までの2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第161号及び議案第162号までの2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第10、議案第163号テレビ共同視聴施設整備事業費分担金徴収条例を廃止する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第163号は、原案のとおり可決

されました。

○議長（長沼久利） 日程第11、議案第166号から日程第15、議案第170号公の施設の指定管理者の指定についてまでの5件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第166号から議案第170号までの5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第16、議案第171号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、地方自治法第117条の規定により、18番伊藤順男さんは除斥となります。

【18番（伊藤順男議員）退席】

○議長（長沼久利） 産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第171号は、原案のとおり可決されました。

ここで、先ほど除斥されました18番伊藤順男さんの除斥を解きます。

【18番（伊藤順男議員）復席】

○議長（長沼久利） 日程第17、議案第172号公の施設の指定管理者の指定についてから日程第21、議案第176号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてまでの5件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第172号から議案第176号までの5件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（長沼久利） 日程第22、議案第177号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第177号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（長沼久利） 日程第23、議案第179号一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第179号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（長沼久利） 日程第24、議案第181号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）から日程第25、議案第183号診療所運営特別会計補正予算（第3号）までの2件を

一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第181号、議案第183号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第26、議案第186号下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第186号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第27、議案第188号鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事委託（第4期）変更契約の締結についてを議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第188号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第28、議案第189号から日程第29、議案第190号公の施設の指定管理者の指定についての2件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第189号及び議案第190号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第30、議案第191号一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第191号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第31、議案第192号一般会計補正予算（第16号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第192号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第32、陳情第12号学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編制基準と基礎定数の改善による正規教員増を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって陳情第12号は、採択することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第33、陳情第13号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって陳情第13号は、採択することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第34、陳情第14号国民の命と健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し全てのケア労働者の賃上げや人員増を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって陳情第14号は、採択することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第35、陳情第15号健康保険証廃止の中止を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

初めに、4番佐々木隆一さん。

【4番（佐々木隆一議員）登壇】

○4番（佐々木隆一） 本陳情を採択すべきとの立場から討論いたします。

岸田首相は、12日、マイナンバーのひもづけの誤りに関する総点検が完了したとして、健康保険証を予定どおり来年秋に廃止をし、マイナンバーカードに一本化することを政府の総点検本部で表明しました。

誤って登録されていた公的情報は1万5,908件、このうち健康保険証が8,695件と半数以上でした。

医療機関で保険証資格の確認に、マイナ保険証が使用された比率は毎月減りつつあり、今や全体の僅か4%台で、保険証以外のひもづけの誤りは、障害者手帳が5,645件、公金受け取り口座が1,186件と、国民生活の広い分野で混乱を招いています。

今回は、マイナンバーとひもづいた個人情報全てに登録の誤りがないかを調べたわけでもなく、間違いがあった8,208件だけが対象でした。総点検とは別に厚労省が点検をしたところ、住民基本台帳の氏名や住所と一致していないものが約139万件ありました。この点検作業は来年の春頃までかかるといいます。

マイナカードの交付数は9,700万枚を超え、数か月の作業で点検し切れるものではありません。おぞなりの調査で保険証を廃止するのはあまりにも乱暴です。

保険証廃止後は、マイナ保険証を持たない全てに健康保険の資格確認書を交付していますが、マイナ保険証の保有者には、自分の保険資格を簡単に確認できるよう資格情報のお知らせを送って、医療機関でマイナ保険証を読み取れない場合には提示してもらおうと言っています。ならば、現行の保険証をそのまま存続させれば、いずれも不要でしょう。

高齢者施設では、入居者のマイナカードや暗証番号を預かって管理することへの不安が切実であります。政府は、暗証番号が不要な顔認証カードを発行するとしていますが、そのようなことをしなくとも、保険証をなくさなければ解決します。保険証を廃止しなければならない理由は、ますますなくなってきました。

保険証は、国民皆保険の根幹。医療機関の窓口で見せるだけで、保険診療を受けられます。この制度を投げ捨て、巨額の予算と人手をかけて、欠陥だらけのマイナ保険証に一本化するのには愚策と言うしかありません。保険証廃止を強行すれば、混乱が今と比べようのないくらい広がることは明らかでしょう。

健康保険証の廃止とマイナカードの強行などなど数々の愚策、経済無策、あらゆる分野で説明抜きの暴走政治が行われていることに対し、多くの国民の怒り、不信、批判が噴出しています。自民党政治が丸ごと深い矛盾と破綻に陥っていることを、まざまざと示すものにほかなりません。信頼のない制度は中止をして、陳情にあるとおり現行の保険証を残すべきであります。

以上であります。

○議長（長沼久利） 次に、7番佐藤義之さん。

【7番（佐藤義之議員）登壇】

○7番（佐藤義之） それでは、陳情第15号健康保険証廃止の中止を国に求める意見書提出についての陳情に対し、反対の立場で討論いたします。

マイナンバーカードは、安全、確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであり、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラであります。

総務省のホームページによりますと、マイナンバーカード累計の交付枚数は令和5年7月31日時点で約9,411万枚、人口に対する割合は約75%となっており、マイナンバー制度の導入により、マイナンバーカードを活用した行政手続の簡素化やシステム化を進め、業務の効率化と同時に行政サービスの利便性向上を実現していると言われております。

本陳情の趣旨は、健康保険証の廃止により健康保険証が持てず、保険診療を受けられない人が生じないように、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一本化について中止を含め見直すことで現行保険証を残すことを求めるため、関係機関に対し意見書の提出を陳情されているものでございます。

先日12月12日、首相はマイナンバー情報総点検本部の会合で、「予定どおり健康保険証の発行を来年秋に終了する」と表明され、保険証廃止後は基本的にマイナンバーを使ったマイナ保険証に一本化されることになり、以前より問題となっています現健康保険証の保険情報の誤りや不正使用など、全国で年間600万件にも及ぶ処理のための経費1,000億円を超えると推定される事案も解消されると思われれます。

また、マイナ保険証に一本化される利用メリットとしては、患者御本人の受診、薬剤情報等に基づいた、より適切で質の高い医療を低い窓口負担で受けることが可能になることや、限度額適用認定証の手続をしなくても、高額療養費制度の限度額を超える支払いが確実に免除される利点においても効果的な制度であることに賛同します。

また、国は来年秋に、今の健康保険証を廃止する方針をめぐり、マイナンバーカードと一本化した保険証を持っていない人に交付する資格確認書について、有効期間を上限5年とし、申請漏れなどが生じないように対策を行うとしております。

また、カード取得に支援が必要な方に応じた留意事項などで、有効な申請となるよう相応の対策も講じているところでもあり、今後のデジタル化推進、国民生活にも有益な影響を及ぼすことを目的とされたDX推進策であり、現行の健康保険証を残すという意

見書提出につきましては、不採択の立場であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いさせていただきながら、私からの反対討論といたします。

○議長（長沼久利） ほかに討論ありませんか。2番小川幾代さん。

【2番（小川幾代議員）登壇】

○2番（小川幾代） 陳情第15号健康保険証廃止の中止を国に求める意見書提出についての陳情、採択すべきという立場で討論いたします。

こちらの陳情に、健康保険証が持てず、保険診療が受けられない人が生じないようにあります。健康保険証を持っていないとはどんな状況か考えたとき、私は子供や赤ちゃんを想定しました。

そこで、乳幼児を持つ保護者の意見の聞き取りを行いました。ある方は、「乳児のときに取得を考えただけでも、5年更新の写真撮影は、乳児の場合すぐに顔が変わる。そして、撮影の手間がかかる。そのため、手続しないまま時間が過ぎている。その後も、病院によってはカードの読み取り機がないところもあるので、必要性を感じていない」また、ある方は、「今、マイナンバーカードの不具合の報道が多い中で、子供の個人情報に預けられる信頼はない」さらには、「従前の保険証とマル福なら月に1回の窓口提示でいいが、マイナ保険証は診療のたびに提示しなければならない。面倒が多いし、マイナンバーカードのメリットが全く感じられない」といった子育て世代の声が届いております。

国は事務を行う自治体の事務負担、活用する現場の状況、そして、行政サービスを受ける側の不安を払拭できていない現実を見過ごし、強引に進めております。

国民の声を聞くのなら、使用する環境を整えること、利用率の低迷にもつながっている信用を上げること、機能の充実やメリット等の説明をすることが先であり、強引に進める国のやり方に不信感を与えるだけになるのではないのでしょうか。国会の決議に縛られず、地域の声、地方の声を国に届けるべきではないのでしょうか。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（長沼久利） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（長沼久利） 起立少数であります。よって陳情第15号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第36、陳情第16号子供の医療費助成を中学校から高校卒業まで引き上げることを秋田県に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって陳情第16号は、採択することに決定いたしました。

この際、議決結果に基づく案件追加を協議するための議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 1時34分 休 憩

午後 1時42分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に開催の議会運営委員会において、先ほど採択されました陳情に係る委員会発案第5号から委員会発案第8号までの4件を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、委員会発案第5号から委員会発案第8号までの4件を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第37、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第5号から委員会発案第8号までの4件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第5号から委員会発案第8号までの4件は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第5号から委員会発案第8号までの4件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第5号から委員会発案第8号までの4件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第38、委員会発案第5号学校における教員不足と長時間過密労働解消のための基礎定数改善による正規教員増を国に求める意見書提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第5号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（長沼久利） 日程第39、委員会発案第6号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を国に求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第6号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（長沼久利） 日程第40、委員会発案第7号国民の命と健康を守るため政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、全てのケア労働者の賃上げや人員増を国に求める意見書提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第7号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（長沼久利） 日程第41、委員会発案第8号子供の医療費助成を中学校から高校卒業までに引き上げることを県に求める意見書提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第8号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

この際、御報告いたします。このたび各常任委員会より、政策提案・提言を行うことを目的に、地方自治法第109条第2項に係る所管事務調査事項決定通知書が提出されました。

調査事項であります。総務常任委員会は地域公共交通について、教育民生常任委員会は子育てにやさしい環境づくりについて、産業建設常任委員会は再生可能エネルギー

(特に洋上風力発電事業) 促進における地域活性化についてであります。

今後、各常任委員会において、以上の事項について調査を行うこととなりますので、御承知おき願います。

○議長（長沼久利） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

11月30日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力をいただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、令和5年第4回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 1時49分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利

議 員 大 友 孝 徳

議 員 松 本 学